

平成26年7月11日

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見

一般社団法人日本新聞協会
編集委員会

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」の公表に先立って、日本新聞協会は5月19日付で、同大綱の検討を進めていた「パーソナルデータに関する検討会」（宇賀克也座長）に対し、別紙意見書を提出した。意見書では、検討会が監督組織となる独立した第三者機関（プライバシー・コミッショナー）の創設など個人情報保護法制の根本的な転換を目指しながら、報道目的との調整といった基本的な議論を行わずに作業を進めていることに対して懸念を表明するとともに、（1）現行法の規定同様に報道分野における個人情報・プライバシー保護策は報道機関の自主的な取り組みに委ね、法規制の適用除外とすること、（2）第三者提供禁止の例外規定に「報道等への提供」を明記するなど、われわれが主張してきた法改正を実施すること——を大綱に明記した上で、立法過程で具体化するよう求めた。

それにもかかわらず、大綱ではわれわれの意見について一切触れられていないのは遺憾である。別紙意見書のとおり、立法過程で報道分野の「適用除外」を明確化するとともに、情報提供者の過剰反応や萎縮対策に配慮した改正とするよう改めて求める。

また、大綱は法規制対象の範囲など新たな法制度の基本骨格さえ詰め切れておらず、今後の立法過程に委ねられている。行政府内の利害調整を主体に作業が進む可能性があるが、個人情報保護法制の見直しの論点は国民生活全般に及ぶ。報道機関を含め関係分野からのヒアリングの実施など、開かれた場での議論を経るべきである。

以 上